

富人協第 963 号
令和 3 年 3 月 10 日

大阪法務局
局長 末永 雅之 様

富田林市長 吉村 善美

インターネットによる差別表現の流布事案に係る掲載内容の削除要請について（依頼）

インターネット上で公開されているソーシャル・ネットワーキング・サービス「Twitter」(<https://www.twitter.com>)、及び「YouTube」(<https://www.youtube.com>) に投稿された別紙内容については、人権擁護上極めて問題があると思われますので、人権侵犯事件調査処理規定第 8 条第 2 項の規定により通報いたします。ついては、当該サイトの管理者等に対して削除要請を行っていただきますとともに、再発防止の措置をとっていただきますようお願いいたします。

1. 該当箇所

ソーシャル・ネットワーキング・サービス「Twitter」(<https://www.twitter.com>)、及び「YouTube」(<https://www.youtube.com>) に投稿された別紙内容

2. 削除依頼理由

同和地域に対する忌避意識は今なお根深く残っており、差別意識の解消は十分に進んでいない状況です。

また、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな差別行為が多数発生しています。

平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体における「部落差別の解消に関する施策を講ずる責務」等が規定されたところです。

加えて、平成 29 年 3 月には、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」が改訂され、「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」が、禁止行為である「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮蔑し、他者への不当な差別を助長し、

または名誉もしくは信用を毀損する行為」に該当することが明記されました。

さらに、平成 30 年 12 月、法務省人権擁護局調査救済課長が法務局人権擁護部長、地方法務局長あて発出された「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」において、「特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、（中略）人権擁護上許容し得ないもの」と明記されております。

今回のような同和地区に関する地名、地域の情報が掲載され、悪用されると、偏見や差別を助長する恐れがあり、本市といたしましても、どうてい許しがたい行為であると考えていることから、「部落差別の解消の推進に関する法律」の規定を踏まえ、当該ウェブサイトの管理者等に対して削除要請を行っていただきますとともに、再発防止の措置をとっていただきますようお願いいたします。

（問い合わせ）

富田林市 人権・市民協働課 北村

TEL 0721-25-1000（内線 474）

FAX 0721-25-9037

MAIL jinken@city.tondabayashi.lg.jp